

功績表彰規程

第1条 本会は蚕糸業並びに蚕糸科学の研究及びその振興発展に関し功労顕著な者に対し、本規程の定める所により、恩賜賞、蚕糸功績賞、蚕糸功労賞及び蚕糸有功賞を贈与しこれを表彰する。

第2条 恩賜賞、蚕糸功績賞、蚕糸功労賞及び蚕糸有功賞を贈与する者は、次の各号のとおりとする。

一 恩賜賞

蚕糸絹業の振興発展に貢献し、その功績が特に偉大と認められる者

二 蚕糸功績賞

ア 蚕糸絹に関する科学技術の研究とその振興に貢献し、特に功績顕著と認められる者

イ 多年蚕糸絹業に関する行政の推進、知識の普及、共同事業の推進、生産品の改良と流通及び生糸・絹の需要拡大を通じ蚕糸絹業の振興発展に貢献し、特に功績顕著と認められる者

三 蚕糸功労賞

ア 蚕糸絹業に関する官公吏、団体役職員、研究職員等として、多年蚕糸絹業の改良発達に貢献し、特にその成績が顕著と認められる者

イ 多年蚕糸絹関連企業に勤務し、担当管理責任者としてその業務成績が特に優秀であって他の模範と認められる者

ウ 養蚕の技術改善と経営合理化の成績が特に優秀であって、他の農家の模範となるとともに地域リーダーとして地域農業の発展に貢献したと認められる者又は他地域の模範となる団体

エ 新しい絹の開発・利用及び絹文化の伝承・振興等への取り組みとその成績が特に優秀であって、地域の蚕糸振興に大きく寄与したと認められる者又はそのグループ

四 蚕糸有功賞

ア 蚕糸絹業に関する官公吏、団体役職員、又は普及・研究職員等として、多年蚕糸絹業の改良発達に貢献しその成績が良好と認められる者

イ 蚕糸絹関連企業に勤務し、担当責任者としてその業務成績が良好であって他の模範と認められる者

第3条 恩賜賞、蚕糸功績賞、蚕糸功労賞及び蚕糸有功賞の様式は理事会に諮り別にこれを定める。

第4条 恩賜賞、蚕糸功績賞及び蚕糸功労賞の賞記は総裁名により、蚕糸有功賞の賞記は会頭名による。

第5条 本規程により表彰される者が故人のときは賞品及び賞記をその遺族に贈与しこれを追賞することができる。

第6条 本規程により表彰したときはその種別ごとに事由等を作成し公表するものとする。

第7条 会頭は、表彰すべき者を別に定める蚕糸褒賞等選考委員会で選考し、理事会に諮って決定した後、総裁の高覧に供するものとする。

但し、蚕糸有功賞を贈与すべき者は、支会長が推薦し会頭がこれを裁定する。

第8条 削除

第9条 支会長は本規程により表彰すべき功労者があることを認めたときは、毎年5月末日迄に必要事項を所定様式に記載の上、会頭に申告するものとする。

第10条 賞品又は賞記を棄損又は紛失したときは、本人の請求により再交付することができる。

但し、この場合はその製作実費を徴収するものとする。

附 則

この規程は、平成13年6月27日から施行する。

全面改正 平成13年6月27日 理事会議決